

個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十号

個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

個人情報の取扱いに関する規則（令和五年三月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第四号様式及び第六号様式中「運転免許証 健康保険被保険者証
」を「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」及び「被保険者証を」を「資格確認書等を」及び「提出してくだ
さい。ただし、」を「提示し、又は提出してください。ただし、」及び「提出してくだ
さい。なお、委任状は、その複写物による提出」を「提示し、又は提出してください。
なお、委任状は、その複写物による提示又は提出」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の個人情報の取扱いに関する規則の
規定により提出されている書類は、この規則による改正後の個人情報の取扱いに関す
る規則の相当規定により提出された書類とみなす。